

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	17-2
許認可等の種類	支援給付の開始の申請に対する処分			
根拠法令条例等・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第1項			
許認可等の概要	支援給付の要否、種類、程度及び方法の決定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]</p> <p>1 「生活保護法による保護の基準」 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号)</p> <p>2 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」 (平成20年3月31日社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知) 第1～第10</p> <p>3 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」 (平成20年3月31日社援企発第0331001号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知) 第1～第8</p> <p>4 「生活保護問答集について」 (平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第1～第13</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第5項 申請のあった日から14日以内に通知(特別な理由のある場合30日)</p> <p>[参考]生活保護法第24条第10項 申請の経由機関(町村長)は、申請書を5日以内に実施機関(福祉事務所長)に送付</p>			
期間の制定根拠	—			